

隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に係るサービス提供事業者の選定のための簡易公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

隠岐広域連合

広域連合長 池田 高世偉

1 事業名

隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業

2 事業の概要

隠岐広域連合立隠岐島前病院で稼働している総合医療情報システムは令和7年度で稼働後18年目を迎える。医療の質、病院機能及び患者サービスの向上を目的として、令和8年3月までにソフトウェア及び処理装置の更新を行うものである。

3 簡易公募型プロポーザルの手続き等

別紙「隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」に定めるとおり。

4 担当部署

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町美田2071番地1

隠岐島前病院 総務係 (担当: 山根) 08514-7-8211

## 隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に 係る簡易公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 3 月 2 1 日  
隠岐広域連合立隠岐島前病院

### 1 簡易公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

隠岐広域連合立隠岐島前病院では、令和 7 年度「総合医療情報システム」の更新を予定している。

システム更新にあたっては、①システムの安定性が確保されていること、②低コストで導入できること、③職員への負担軽減が図られるものであること、④現行システムから速やかにかつ確実にデータ移行できるものでなければならないと考えている。

したがって、民間事業者から創意工夫されたサービス提供に関する提案を受け、隠岐広域連合立隠岐島前病院にとって最もメリットのある事業者を選定することとする。

### 2 提案の審査及び契約の方法

公募により、参加資格を有する者から、総合医療情報システム更新支援業務のサービス提供に関する提案を受け、「隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業簡易公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という）」において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた提案者を、優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、「選定委員会」においてこれを定める。契約に際しては、提案の内容と、隠岐広域連合立隠岐島前病院の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

### 3 提案参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2) 公告の日から公募の日現在において、隠岐広域連合の構成団体（島根県、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）の入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3) 総合医療情報システムの導入実績等について以下の要件を満たすこと。
  - (1) 提案する総合医療情報システム（電子カルテ・オーダーリング・レセコン）が中国地方において 3 施設以上の導入実績があること。
  - (2) 提案する総合医療情報システム（電子カルテ・オーダーリング・レセコン）が中国地方において現在 3 施設以上の保守契約を請け負っていること。
  - (3) 提案する総合医療情報システム（電子カルテ・オーダーリング・レセコン）が 3 年以上の運用実績をもっていること。
  - (4) 都道府県税の滞納のない者であること。
  - (5) 主たる営業所が所在する市町村における市町村税の滞納のない者であること。

### 4 提案書に関して

- 1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- 2) 提出された企画提案書は企画提案の選定以外に使用しないものとする。
- 3) 提出された書類は選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合は

- ある。
- 4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 5 提案への参加申込及び辞退

- 1) 提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。
- (1) 提案参加申込書 【様式1】
  - (2) 貴社情報を記載した資料【任意様式】
    - ① 貴社名
    - ② 代表者名
    - ③ 所在地：郵便番号、住所、電話番号、ホームページアドレス
    - ④ 組織
    - ⑤ 貴社提案責任者氏名、および類似システムの経歴
    - ⑥ 貴社担当者名：郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス
    - ⑦ 契約関連担当者氏名
    - ⑧ 決算書（過去3年間分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
    - ⑨ 貴社の事業概要  
貴社の事業概要が分かる、会社案内等の資料を添付すること。
  - (3) 企画提案書【12部・電子媒体1式】
  - (4) 導入実績を記載した資料【任意様式】
    - ① 提案システム導入実績  
提案システムと同じような分野のシステム構築・導入実績  
(地域別の集計値を記載すること。可能であれば導入施設名の記載もお願いしたい。)
    - ② 提案システム保守契約状況  
提案書提出時点での提案システムの保守状況  
(地域別の集計値を記載すること。可能であれば導入施設名の記載もお願いしたい。)
  - (5) 納税証明書（都道府県税、市町村税）
  - (6) 見積書 【任意様式】
  - (7) 誓約書 【様式2】
  - (8) 委任状 【様式3】（代理人を定める場合）
  - (9) 辞退届 【様式4】（提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合）
- 2) 提案参加申込書の提出期限  
令和7年4月14日（月）午後5時まで
- 3) 提出先  
隠岐広域連立立隠岐島前病院 総務係  
所在地：〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 2071 番地 1  
電話：08514-7-8211  
担当者：山根 充大
- 4) 提出方法  
上記提出先へ直接持参又は郵送による。なお、郵送等で提出する場合は、提出期限までに必着すること。
- 5) 参加資格審査結果通知  
参加資格審査の結果は、電子メールにて通知する。

## 6 質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

- 1) 受付期間  
令和7年3月21日（金） 午前9時から  
令和7年4月4日（金） 午後5時まで
- 2) 提出方法

質問は【様式5（質問書）】により下記担当者宛に電子メールにて送付すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

〔担当者〕山根 充大 mail: dozenhp2@asahi.email.ne.jp

### 3) 回答方法

回答は、質問者に対して令和7年4月9日（水）午後5時までに質問内容と併せて電子メールで回答する。

## 7 選定委員会の実施

### (1) 実施日

令和7年4月21日（月）

〔詳細スケジュールは、後日連絡する〕

### (2) 場所

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 2071 番地 1 隠岐島前病院 会議室

### (3) 提案時間

一業者ごとに企画提案書の審査委員向けプレゼンテーションを行う。時間は1業者あたり50分程度とし、その後10分程度を質疑応答時間とする。

※プロジェクターでのプレゼンテーション可。準備は事務局で行うのでメール等で知らせること。

※審査委員向けのプレゼンテーションはTV会議システムを利用しないこと。

### 3) 審査結果

審査結果は、10日以内に電子メールにて連絡し、後日書面にて通知する。

## 8 評価方法

企画提案の評価方法は、以下の2項目とする。

### 1) 価格に関する評価 50%

あらかじめ依頼した「見積書」による評価。

### 2) 提案に関する評価 50%

企画提案書及びプレゼンテーションによる評価。

## 9 企画提案書等の作成等

企画提案書等の作成にあたっては、「隠岐広域連合立隠岐島前病院総合医療情報システム更新支援業務提案依頼書」（以下提案依頼書）の提案項目に準拠して作成し、下記の要領に基づいて作成すること。

### 1) 企画提案書

(1) 提出書類は、自由書式とし、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すること。

(2) 企画提案書の用紙方向は、横長とすること。

(3) 企画提案書は、両面印刷で作成すること。

(4) 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

(5) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

(6) 企画提案書は、書面で提出するほか、同内容を記録した電子媒体も合わせて提出すること。

(7) 企画提案書の作成にあたっては、「提案依頼書」の提案項目に従って項目番号を付して記述すること。

### 2) 見積書

(1) 「提案依頼書」の「16. 費用見積」の各費用区分により、作成すること。

(2) 消費税抜きと消費税込み費用額が分かるように記述すること。

(3) 様式は自由とする。

#### 1 0 無効となる企画提案

- 1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- 2) 「隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」の指定する記載事項に示された条件に適合しないもの。
- 3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- 5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- 6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるもの。

#### 1 1 契約の締結

- 1) 審査により、優先交渉権者として認定された者と契約締結を行う。ただし、交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- 2) 契約書の作成を要する。

(別紙)

# 隠岐島前病院総合医療情報システム 更新事業提案依頼書

令和7年 3月

隠岐広域連合立隠岐島前病院

# 目 次

1. 施設の概要
2. 理念、基本方針、患者さんの権利と義務、行動
3. システム更新の目的
4. システム更新スケジュール
5. 現在の病院情報システムと機能連携図
6. プロジェクト体制について
7. サポート体制について
8. 運用説明及び研修
9. データ移行
10. ハードウェア要件
11. システム全体の基本事項
12. 電子カルテシステムとしての基本要件
13. セキュリティや利用者の権限に関する基本要件
14. システムのメンテナンス
15. 部門システムの連携
16. 費用見積
17. 電子カルテシステム
18. 医事システム
19. 部門システム
20. ウイルス監視システム他
21. 医療DXの推進について
22. 国が提示する医療DXへの対応

## 23. サイバーセキュリティ対策への対応

# 1. 施設の概要

令和7年3月現在

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称          | 隠岐広域連合立隠岐島前病院                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 所在地         | 島根県隠岐郡西ノ島町美田 2071 番地 1                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 施設          | 鉄筋コンクリート造 3階建て<br>延床面積 3,484 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 診療科         | 内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 病床数         | 療養：44床（うち地域包括ケア病床24床）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 病院の機能・位置付け等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・保険医療指定医療機関・救急告示病院（二次）</li><li>・地域医療拠点病院</li><li>・災害拠点病院</li><li>・精神通院医療指定医療機関</li><li>・労災保険指定医療機関</li><li>・結核予防法指定医療機関</li><li>・生活保護法指定医療機関</li><li>・難病医療協力病院</li><li>・難病指定医療機関・小児慢性特定疾患医療機関</li><li>・卒後臨床研修協力病院</li><li>・島根県がん情報提供促進指定医療機関</li><li>・身体障害者福祉法指定医療機関</li></ul> |
| 看護基準等       | 療養：療養病棟入院基本料1（20対1）<br>地域包括ケア入院医療管理料2（13対1）<br>入院時食事療養（I）                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 2. 理念、基本方針、患者様とのお約束

### 【理 念】

Mission ー私たちの使命ー

隠岐諸島島前地区の住民が安心して過ごすために、医療を継続して提供する

Vision ー私たちの目標ー

住民がここに住んで良かった、職員がここで働いて良かったと思える病院作りをする

Credo ー私たちの信条ー

職員自身が仕事、生活を楽しむ

教育を大切にする

住民と話し合う

患者さんの決定を尊重する

いいと思ったことはやってみる

結果は島前地区の住民のためになっているかどうかで判断する

良くないと思ったら、やめる、変える

## 3. システム更新の目的

当院で稼働している「総合医療情報システム」は平成20年度に更新したシステムであり、令和7年度で17年目を迎える。システム更新は以下の目的を実現するために行うものである。

現在使用している総合医療情報システムの開発及び保守が終了する。システム利用が出来ない場合、医療行為の提供に多大な影響が発生するため、他システムへの更新を行う必要がある。

## 4. システム更新スケジュール

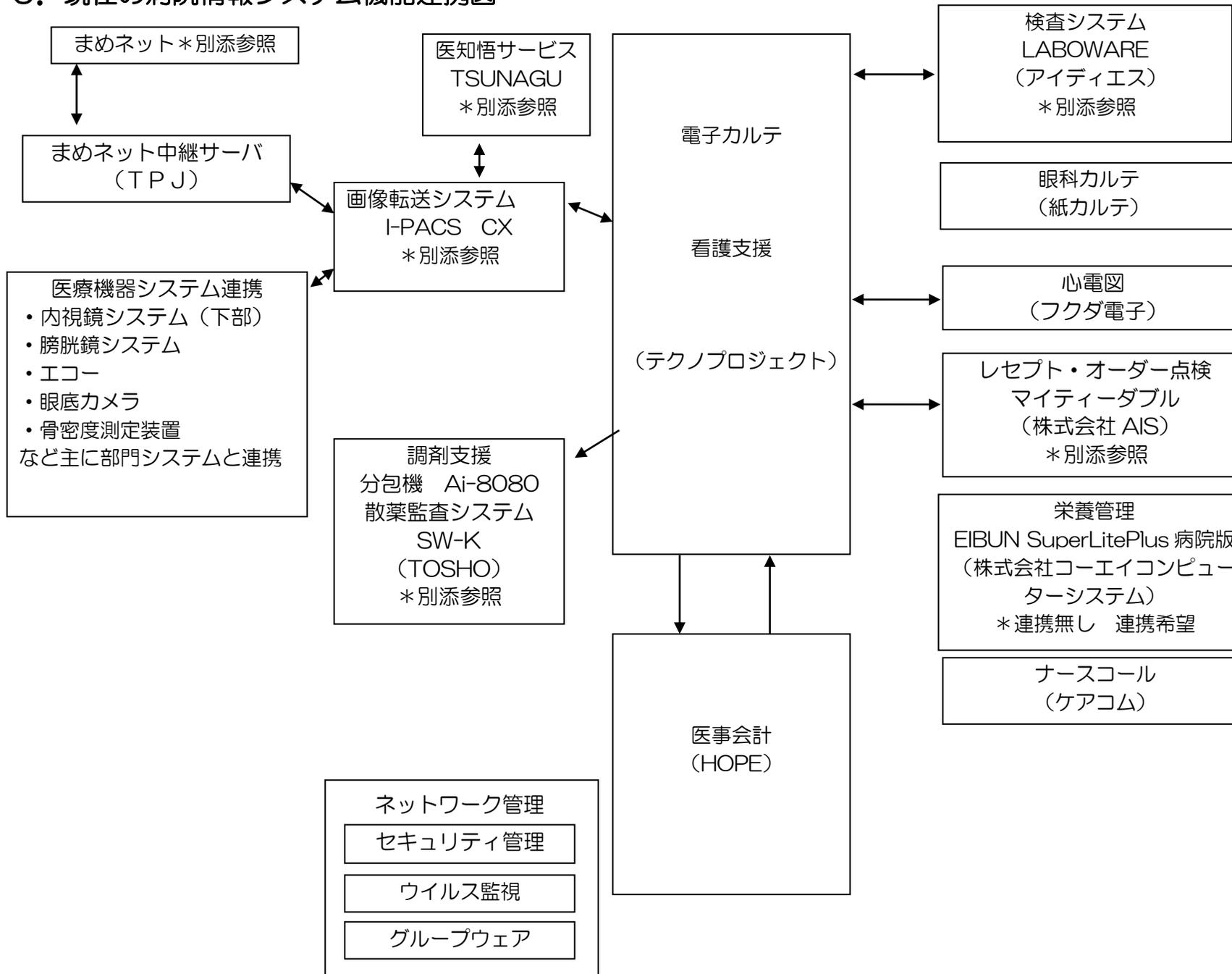
システムの更新スケジュールは、以下のとおり想定している。  
企画提案書と併せて、実行可能なスケジュール表を添付すること。

### (1) 総合医療情報システム

|                     |      |        |
|---------------------|------|--------|
| ① システム更新に関する告示      | 令和7年 | 3月中    |
| ② プロポーザルの実施         | 令和7年 | 4月中    |
| ③ ベンダ決定             | 令和7年 | 4月     |
| ④ システム更新に関する仕様打ち合わせ | 令和7年 | 4～7月中  |
| ⑤ システム準備・移行準備作業     | 令和7年 | 8～12月中 |
| ⑥ システム研修・検証作業       | 令和8年 | 1月     |
| ⑦ システム運用支援作業        | 平成8年 | 2月～3月  |
| ⑧ 新システム稼働月          | 令和8年 | 3月     |

※納品物の納入時期を明記すること。

## 5. 現在の病院情報システム機能連携図



## 6. プロジェクト体制について

「総合医療情報システム」の更新の為に電子カルテベンダ、部門システムベンダおよびハードウェア構築ベンダの密接な連携が必要不可欠である。

その為、システム更新に係る各部門のプロジェクト体制と担当者別の作業内容を明記すること。

## 7. サポート体制について

サポート体制については以下の要求を実現可能な提案をすること。

またシステムにより対応が異なる場合はシステム別のサポート体制と理由を明記すること。

- (1) ハードウェア・ソフトウェア毎の対応窓口を明確にし、資料で提示すること。
- (2) 障害時には、内容と原因および対処等の経過を報告できること。なお、作業に緊急性がある場合は、事後報告も可とする。
- (3) 障害発生時には遠隔対応などの手段を組み合わせ速やかに障害復旧作業を行うこと。
- (4) ハードウェア障害においては、院内設置のサーバ機器については機器メーカーによる24時間365日対応保守を前提とし、夜間休日の機器故障にも対応できること。クライアント端末については、予備機運用等にて業務に運用の支障が発生しない提案を行うこと。
- (5) ソフトウェアに起因する障害について、電子カルテ・医事会計システムはクラウドサービスとし、分散構成のデータセンターを採用すること。また、データセンター間での同期による冗長構成を備え、障害発生時でもシステムの停止を最小限に抑えられること。

## 8. 運用説明及び研修

運用説明及び研修については以下の要求を実現可能な提案をすること。

また実際にどのような研修や操作説明を行うのか具体的な資料を用いて提案出来ること。

- (1) 病院担当者に対して、システムの説明及び操作教育、障害発生時対応教育を実施すること。
- (2) 運用マニュアルはFAQサイトを通じて提供すること。FAQサイトにて随時マニュアルを更新し、常に最新の情報を参照できる体制を提供すること。
- (3) システム更新の内容について、リリース情報がWEB上で参照できる環境を提供すること。リリースに際しては業者側で作業を実施すること。なお、マスタ等病院固有の設定に関することについては設定内容、手順について周知を行うこと。

## 9. データ移行

現行の電子カルテ・医事会計システムで管理している情報の移行方法、移行範囲について明示すること。

## 10. ハードウェア要件

現行稼働中のハードウェアを全て更新すること。現行稼働しているハードウェアは以下の通りである。

|     |                                                        |     |
|-----|--------------------------------------------------------|-----|
| (1) | サーバ（必要台数・できる限り仮想環境で作成すること。）                            | 2台  |
|     | 各システムで想定されるデータ量、機能を十分に考慮した構成とすること。                     |     |
|     | サーバのメンテナンスに必要な付属機器、備品は必要に応じて提案すること。                    |     |
|     | UPSの容量は院内の自家発電へ切り替わるのに十分なランタイム時間を想定すること。               |     |
|     | 必要なサーバ数はシステム構成によると思われるため、別紙システム構成図を確認し、必要なサーバ数を算出すること。 |     |
| (2) | クライアント                                                 |     |
|     | ・デスクトップ24インチ以上（FHD）                                    | 46台 |
|     | ・ノートブック14インチ以上【無線対応用】                                  | 26台 |
|     | ・タブレット端末9インチ以上                                         | 6台  |
| (3) | その他周辺機器                                                |     |
|     | ・A4カラーレーザープリンター                                        | 20台 |
|     | ・A3対応スキャナ                                              | 3台  |

※各ハードウェアの機能は新システムの業務を遂行するのに必要十分な機能を有していること。

※ネットワーク機器は別途定める。

※その他周辺機器については、設置・運用において相応数の予備機を用意すること。

## 11. システム全体の基本事項

全システムの基本事項として以下の事項を実現可能な提案をすること。

### (1) 令和8年3月に全システムの本稼働を確実にすること。

- (2) 円滑なシステム本稼働を実現するために、開発体制に、他病院（当院と同規模）において電子カルテシステム構築実績を有する導入担当者を組み入れること。
- (3) 更新予定のシステムは、多くの病院での採用実績を持つこと。あるいは、それに準じた実績があること。また病院それぞれの要望を吸い上げ、自主的に機能向上が図られていること。
- (4) 将来的なシステム化対象業務の増加、診療形態の変更の際にも原則としてシステムを停止することなく、システムの追加・更新やハードウェアの追加などが容易に行えるシステムであること。
- (5) サーバ及び端末は定期的にNTPサーバと時刻同期を行える仕組みとすること。
- (7) サーバ及び各端末にはウイルス対策ソフトを常駐させ、パターンファイルを常に自動適用できること。
- (8) 電子カルテ・医事会計システムについては、クラウド型とし、データセンターの冗長化、通信回線の冗長化により障害等による診療における影響を最低限とすること。オンプレミスでサーバを用意するシステムについては、システムごとに定期的にバックアップを行い、機器障害時にもデータ復旧できる構成とすること。
- (9) システム更新に必要な全てのハードウェア、ソフトウェア費用（搬入、据付、調整、インストール作業線などを含む）、関連付帯費用（関連システム更新費用、既存システムなどとの接続費用、既存システムの電子カルテ対応を目的とした機能拡張費用、撤去費用など）及びその他サービス費用（導入支援、調整作業、操作研修など）は、全て請負者の負担によって提供すること。

## 12. 電子カルテシステムとしての基本要件

電子カルテシステムの基本事項として以下の事項を実現可能な提案をすること。

また外部からの指導等により下記の要件が実現できていないと見なされた場合は無償でシステム改修を行うこと。

情報セキュリティの向上、コストの低減、将来的な拡張性の観点から、電子カルテ、医事会計システムとも一体化した、共同利用型のクラウド型システムでの調達を前提とする。

システムが稼働するサーバ、ならびにシステムを利用する端末の双方において、OS のバージョンならびにセキュリティパッチを常に最新にすること。

システムは保守内で 1 か月に 1 回程度のバージョンアップを行い、常に最新のシステムが利用可能であること。

電子カルテ・医事会計システムのデータセンターは冗長構成としデータセンター 1 箇所が停止したとしても業務影響がない構成とすること。

また、バックアップについては、日次で 7 世代以上のバックアップの取得および、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインが求めるオフラインバックアップを 1 ヶ月以上保存することによりランサムウェア等の感染に備えること。

回線断により業務影響が出ないように複数キャリア回線での運用が可能であること。

- (1) 真正性・見読性・保存性のいわゆる「電子保存の 3 原則」を満たしていること。
- (2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最低限のガイドラインに準拠できること。
- (3) 各法令に準拠したシステムになっていること。

### 13. サイバーセキュリティや利用者の権限に関する基本要件

サイバーセキュリティや利用者の権限に関する基本要件として以下の事項の提案をすること。

- (1) 職員の職制に応じた詳細な機能制限が可能であること。
- (2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準じたセキュリティ機能を備えていること。特に次に挙げる機能を備えていること。
  - すべての通信を暗号化すること。ただし、SSL-VPN を利用しないこと。
  - 不正ソフトウェア対策ソフトのパターンファイルや OS のセキュリティ・パッチ等を意図したタイミングで、少なくとも毎月更新できること。
  - 2 要素認証によるログインを備えていること。
- (3) カルテ記載以外に、システムの参照履歴が取れ、誰がいつどのような操作を行ったか追跡可能になっていること。また参照ログは保険医療機関及び保険医療養担当規則が求める期間保存可能となっていること。
- (4) 提案に「製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書」を添付すること。

## 14. 利用者情報の管理に関する要件

利用者情報の管理について以下の事項の提案をすること。

- (1) 端末のバージョンアップに自動配信やリモート機能を設定するなど、端末メンテナンスが容易に出来るように考慮されていること。
- (2) 職員が利用する各マスタの設定は専用の画面が用意されており、メンテナンスが容易であること。
- (3) 運用変更や標榜科の増減が生じた場合でも可能な限り各マスタの設定変更により対応できるようなシステムとなっていること。
- (4) 制度改正時以外でも更新のあった薬剤や材料等の基本マスタがシステムに定期的に反映する仕組みとなっていること。
- (5) 電子カルテシステム及び医事システムのオーダーに関するマスタは全て世代管理出来ること。

## 15. 部門システムの連携

電子カルテシステムと以下の連携を保証すること。

○連携システム

| システム名                                     | 電子カルテシステム送信             | 部門システム送信        |
|-------------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 調剤支援システム<br>トーショーSK-K                     | 処方オーダー、注射オーダー           |                 |
| 心電図システム<br>フクダ電子                          | 患者情報                    | 心電図結果           |
| 栄養管理システム<br>コーエイコンピューターシ<br>ステム           | 食事オーダー                  |                 |
| 検査管理システム<br>LABOWERE アイディエス               | 検査オーダー<br>検体ラベル等プリンタ出力先 | 検査結果            |
| 眼科システム<br>ビーライン                           | 患者情報                    | 眼科システムカルテ情<br>報 |
| PACS<br>LOOKREC (株)エムネス                   | 患者情報                    | 画像結果            |
| 診断書作成システム<br>ニッセイ情報テクノロジー<br>MEDI-Papyrus | 患者情報、入院、病名情報            |                 |
| インシデント管理システム<br>メディシステムソリューシ<br>ョン        | 職員情報                    |                 |

## 16. 費用見積

総合医療情報システムの更新にかかる全ての費用について記述すること。

- (1) パッケージソフト費用（業務毎の明細を明示すること。）
- (2) 更新費用（作業毎での明細を明示すること。）
- (3) ハードウェア費用（機器毎の明細を明示すること。）
- (4) データ移行費用  
（電子カルテ導入業者が変更となる場合、変更前業者が必要とする移出費用も踏まえて算出すること。）
- (5) 年間保守費用（ハードウェア・ソフトウェア）
- (6) その他
  - ・ソフトウェアは、基本パッケージとオプションに分けて記載すること。
  - ・その他必要経費がある場合、各々明細を明示すること。

※各費用にあたっては以下に掲げる費用額以下で納めるような提案書を作成すること。

| 費用明細                                 | 費用額            |
|--------------------------------------|----------------|
| 更新費用<br>（ハード・ソフトウェア費用及び導入作業費用全ての合算額） | 100,000,000円以内 |

※いずれも税込額とする。

※年間保守費用については以下の通りとする。

- ・稼働後一年間の保守費用は導入費用に含めること。
- ・令和9年度～令和12年度の保守費用は導入費用とは別とし、年度ごとに保守明細単位での費用を記述すること。
- ・上記に加え令和12年度を更新年度とした場合の更新費用および令和13年度から令和17年度の年度ごとの保守費用を記述すること。

※以下の提案内容は対象となる費用がどこに含まれているかわかるように提示すること。

- 「21. 医療DXの推進について」
- 「22. 国が提示する医療DXへの対応」
- 「23. サイバーセキュリティ対策への対応」

## 17. 電子カルテシステム

電子カルテシステムについて以下の機能を有すること。

実現不可の機能がある場合は運用方法を提案すること。

### 1. 診療支援機能

- 病名、診療記録、オーダー情報を事前にセット登録し、必要時に一括オーダーできる機能を有すること。
- カルテ画面の固定表示領域に重要項目を表示・記載できること。
- 過去のオーダー情報を流用し、簡単に再オーダーできる機能を有すること。
- 患者ごとにメモを作成し、画面上で確認できる機能を有すること。
- オーダー内容は画面上で指示医師と実施者が確認できること。

### 2. 印刷・抽出機能

- カルテ 1 号紙～3 号紙を含め、医事システムの情報を印刷できること。
- 診療情報を時系列・診療科別に分類して表示できること。
- 診療記録の改訂履歴を管理し、改訂箇所・改訂者・改訂時間を認識できること。
- 以下の一覧表を簡単に表示できること。
  - 外来患者一覧
  - 入院患者一覧

### 3. 入院管理機能

- 入院、退院の操作に関する基本機能を有すること。
- ベッドコントロール機能を有すること。
- 入院履歴および過去の稼働状況を確認できる機能を有すること。

## 4. オーダー機能

### 4.1 食事オーダー機能

- 食事オーダーの伝達機能を有すること。

### 4.2 処方オーダー機能

- 処方オーダーの伝達機能を有すること。

### 4.3 注射オーダー機能

- 注射オーダーの伝達機能を有すること。

### 4.4 検査オーダー機能

- 検体・生理検査オーダーの伝達機能を有すること。

### 4.5 予約オーダー機能

- 予約登録機能を有すること。

### 4.6 リハビリオーダー機能

- リハビリオーダーの伝達機能を有すること。

### 4.7 病名情報入力機能

- 登録済病名の表示ができること。
- 登録済病名について、入外区分、主病・疑い、転帰区分・転帰日が入力できること。

### 4.8 栄養指導オーダー機能

- 栄養指導オーダーの伝達機能を有すること。

### 4.9 指示簿・指示受け機能

- 指示簿の入力ができる機能を有すること。

## 5. 承認機能

- 診療記録に関する承認機能を有すること。
- オーダー項目の承認機能および承認項目選択機能を有すること。
- 未承認項目を一括表示できる機能を有すること。
- 病名に関する承認機能を有すること。
- 管理料・指導料に関する承認機能を有すること。

## 6. 文書作成機能

- 電子カルテの機能として、Word、Excel またはそれに類するソフトウェアで文書を作成、登録できる機能を有すること。
- 文書テンプレート登録機能を有すること。
- 文書テンプレートには患者属性情報を反映できること。

## 7. レポート管理機能

- スキャナ取り込み文書やPDF 文書等の管理機能を有すること。

## 8. 看護支援システム

### ● 看護計画機能

- 看護計画の作成、評価、管理ができること。

### ● 看護介入機能

- 看護介入の登録、修正、表示ができること。

### ● 経過管理機能

- 患者に関する情報を時系列で一覧表示できること。

- **日誌管理機能**

- 病棟、外来等の日誌管理ができること。

- **褥瘡管理機能**

- 褥瘡の計画書、リスクアセスメント票の作成が可能なこと。
- 褥瘡管理対象の患者を抽出する機能を有すること。

- **看護必要度機能**

- 医療・看護必要度の入力および管理ができること。
- 入力データの帳票出力・CSV出力ができること。

- **勤務管理システム**

- 看護部の職員管理ができ、勤務表作成や勤務実績の管理ができること。

## 18. 医事システム

医事システムに関して以下の機能を有すること。

実現不可の機能がある場合は運用方法を提案すること。

### (1) 患者管理

- ・ 医事業務に必要な患者管理機能を有していること。

### (2) 医事会計

- ・ 当院に必要な医事会計機能を全て有していること。

### (3) レセプト請求

- ・ 保険請求に必要なレセプトデータを全て作成出来ること。

### (4) 統計業務

- ・ 会計データを利用したデータ抽出、統計機能を有すること。

### (5) 未収金管理

- ・ 未収金管理が可能なこと。

### (6) 制度改正及びマスタ修正について

- ・ 制度改正時のプログラム修正や薬剤、材料のマスタ修正については原則、業者側で対応を行うこと。職員にて対応が必要な場合手順書を提供すること。

### (7) 電子カルテシステムとの連携について

- ・ 電子カルテと医事会計システムは一体のシステムであり、電子カルテの登録情報は医事会計業務において参照可能であること。

## 19. 部門システム

以下の部門システムにおいては原則現状のシステムの更新を基本とする。

現行システムの更新では電子カルテシステム等と部門連携が対応出来ない場合は他の部門システムの提案も行えるが、費用は全て提案費用に含まれること。

○当院にて総合医療情報システムと合わせて更新が必要なシステム一覧

| システム名                  | 部門業者名           |
|------------------------|-----------------|
| 調剤支援システム               | トーショーSK-K       |
| 心電図システム                | フクダ電子           |
| 栄養管理システム               | コーエイコンピューターシステム |
| 検査管理システム               | LABOWERE アイディエス |
| 眼科システム                 | ビーライン           |
| PACS LOOKREC           | エムネス            |
| 診断書作成システム MEDI-Papyrus | ニッセイ情報テクノロジー    |
| インシデント管理システム           | メディシステムソリューション  |

## 20. ウイルス監視システム他

ウイルス監視システム、グループウェア、ファイルサーバに関する以下の機能について提案を行うこと。

### (1) セキュリティ管理ソフト機能

セキュリティ管理ソフトを導入し、資産管理やライセンス管理、不正なプログラム、外部媒体の使用を管理できること。

### (2) アンチウイルスソフト機能

・端末 PC についてはセキュリティ管理ソフトを導入し、常に最新化される環境を提供すること。

※ライセンス数は80ライセンスを想定すること。

### (3) グループウェア機能

・院内における情報共有を行うため、病院職員のみが閲覧可能なポータルサイトの構築が可能な仕組みを提供すること。スケジュールの共有、院内文書の共有、アンケートの実施などが行えること。

※ライセンス数は80ライセンスを想定すること。

### (4) ファイルサーバ機能

・クラウド型のファイルサーバ機能を提供すること。職員ごとに閲覧、編集できる範囲を指定することができること。

※ライセンス数は80ライセンスを想定すること。

## 21. 医療DXの推進について

当院では現在、病診一元化や医師の働き方改革を踏まえながら医療DXの推進を検討している。改革目標として以下の点を掲げている。各目標に近づける医療DXの提案を行うこと。

医療スタッフ確保と働き方改革をデジタル技術の活用で実現する。

島の医療を維持する為には医療スタッフの確保が必須となる。また医療スタッフ不足による過度な業務負担は、早期離職につながりよりスタッフ不足に陥る事となる。上記を解決する為、医療スタッフのタスクシェア、タスクシフトについてデジタル技術を活用して進めていき、スタッフ確保と働き方改革を実現出来る提案をすること。

## 2.2. 国が提示する医療DXへの対応

国は医療DXに関する施策として①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5つの実現を目指している。そのうち以下の具体的な施策についての対応をそれぞれ提案すること。

### (1) 電子処方箋の普及への対応

国が目標としている2025年3月までの全国普及を踏まえ電子処方箋の対応がどのように可能か説明すること。

### (2) 全国医療情報プラットフォームへの対応

国はオンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報共有を目指している。次期システムではこれにどこまで対応出来るのか説明すること。

### (3) 電子カルテ情報の拡充標準化への対応

国は電子カルテの標準規格（HL7FHIR）への対応やオンライン資格確認等システムを拡充し、3文書6情報（診療提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書、傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急及び生活習慣病）、処方情報）の共有を進めている。次期システムではこれにどこまで対応出来るのか説明すること。

## 23. サイバーセキュリティ対策への対応

令和5年度よりサイバーセキュリティ対策への対応が義務化され令和6年度にはサイバーセキュリティ対策への対応を完了する必要がある。そのうち下記に関するものは次期システムでどのように実現可能か提案すること。

### (1) サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理

納入完了時における納入物品の台帳について受注者にて作成、納品を行うこと。

### (2) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）の適用

端末 PC において、ファームウェアやセキュリティパッチが最新となるような環境を構築すること。サーバ機器については業務への影響などを加味し別途協議を行うものとする。

### (3) インシデント発生時に診療を継続するための、データやシステムのバックアップ方法と復旧手順

電子カルテ・医事会計システムについてはクラウド型とし、データセンターの冗長化、通信回線の冗長化により診療における影響を最低限とする提案を行うこと。その他のシステムについては業務への影響などを加味し別途協議を行うこと。

(様式1)

## 提案参加申込書

令和 年 月 日

隠岐広域連合  
連合長 池田 高世偉 様

(提出者)

住 所

会社名

代表者

電 話

担当者名

担当者 e-mail

隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業にかかる企画提案について、下記の書類を提出いたします。

記

1. 提案参加申込書(本紙)
2. 貴社情報を記載した資料
3. 企画提案書(12部)(電子媒体一式)
4. 導入実績を記載した資料
5. 納税証明書(都道府県税、市町村税)
6. 見積書
7. 誓約書
8. 委任状(代理人を定める場合)

(様式2)

## 誓約書

隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に係る簡易公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加すべく申込書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定した場合は、貴院における諸規定を厳守し、公正な提案をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに貴院の指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取消しを受けても何ら異存はありません。以上誓約いたします。

令和 年 月 日

隠岐広域連合

連合長 池田 高世偉 様

所在地 〒

(フリガナ)

商号又は名称

㊞

(フリガナ)

代表者職氏名

㊞

### 記

- 1 提案において、その他公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合したとき
- 2 契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 3 故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 4 正当な理由なくして契約の履行をしなかったとき
- 5 雇用、物品の製造、修理、購入及び借入に際し、隠岐広域連合の担当者が行う監督又は検査の実施にあたり職員の職務執行を妨げたとき
- 6 売買等の契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき
- 7 業務に関して賄賂等の刑事事件を起こしたとき
- 8 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められたとき

(様式3)

## 委任状

令和 年 月 日

隠岐広域連合

連合長 池田 高世偉 様

所在地 〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に係る簡易公募型プロポーザルにおいて、下記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

#### 1 代理人所在地 〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

#### 2 委任事項

(様式4)

## 辞 退 届

令和 年 月 日

隠岐広域連合

連合長 池田 高世偉 様

所 在 地 〒

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

下記の理由により、隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業に係る簡易公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

記

(理由)

(様式5)

## 質 問 書

令和 年 月 日

隠岐広域連合

連合長 池田 高世偉 様

(質問者)

印

事業名：隠岐島前病院総合医療情報システム更新事業

| 質 疑 事 項 | 要 旨 |
|---------|-----|
|         |     |

